

総務省令第八十三号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十四日

総務大臣 佐藤 勉

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第一項中「令第九条の八の六第二号」を「政令第九条の八の六第二号」に改める。

第四条の三の二第一項中「令第二十四条の二の五第二号」を「政令第二十四条の二の五第二号」に改める。

第十条の二の五中「令第四十八条の十四の五第二号」を「政令第四十八条の十四の五第二号」に改める。

附則第三条第一項第一号中「第五十条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、同項第二号

中「第五十条第一項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第五十二条」を「第二

十九条」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

(道府県民税配当割納入申告書等の特例)

第十八条 法附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の十第一項	第十二号の七様式	第十二号の十三様式
	第十二号の八様式	第十二号の十四様式
第三条の十第二項	第十二号の九様式	第十二号の十五様式

第三号様式別表の裏面を次のように改める。

④税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等課税所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等課税所得割額の控除の額のことです。

⑤税率

- ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
- ・所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

⑥所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等	支払金額

⑦税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等課税所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等課税所得割額の控除の額のことです。

⑧税率

- ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
- ・所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

⑨所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等	支払金額

⑩税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等課税所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等課税所得割額の控除の額のことです。

⑪税率

- ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
- ・所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

⑫所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等	支払金額

生命	15,000円以下	支払金額	控除額
		全額	
保	15,000円超	支払金額の1/2	
		40,000円以下	全額
険	40,000円超	支払金額の1/4	
		70,000円以下	全額
料	70,000円超	支払金額の1/4	
		35,000円	
控	70,000円超	支払金額の1/2	
		25,000円	
除	15,000円以下	支払金額の1/2	
		15,000円超	支払金額の1/2+2,500円
地	5,000円以下	全額	
		5,000円超	支払金額の1/2+2,500円
産	15,000円超	支払金額の1/2	
		15,000円超	10,000円
保	15,000円超	支払金額の1/2	
		15,000円超	10,000円
料	15,000円超	支払金額の1/2	
		15,000円超	10,000円
控	15,000円超	支払金額の1/2	
		15,000円超	10,000円
除	15,000円超	支払金額の1/2	
		15,000円超	10,000円

配偶者控除	一般	3万円	同居特別障害者の場合	一般	5万円
		3万円	3万円	老人	6万円
配	所得金額	380,001～449,999円	控除額		
		450,000～499,999円	3万円		
偶	500,000～549,999円	2万円			
		550,000～599,999円	2万円		
特	600,000～649,999円	1万円			
		650,000～699,999円	1万円		
別	700,000～749,999円	6万円			
		750,000～799,999円	3万円		
除	760,000円～	0円			
		障害者控除(特別障害者の場合)	2万円		
扶	一般	3万円			
		3万円			
養	老人	6万円			
		8万円			
控	特定	4万円			
		6万円			
除	同居老親等	4万円			
		6万円			
基礎控除	一般	3万円			
		3万円			

⑬税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合
 ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	普通 1万円	一般	5万円
控除	特別 1万円	扶養控除	特定 1.8万円
基礎控除	一般 1万円	老人	1.0万円
寡夫控除	1万円	同居特別障害者加算	1.2万円
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
配偶者控除	一般 5万円	控除	40万円以上45万円未満 3万円
控除	老人 1.0万円	基礎控除	5万円

⑭税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者の次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合
 ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	普通 1万円	一般	5万円
控除	特別 1万円	扶養控除	特定 1.8万円
基礎控除	一般 1万円	老人	1.0万円
寡夫控除	1万円	同居特別障害者加算	1.2万円
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
配偶者控除	一般 5万円	控除	40万円以上45万円未満 3万円
控除	老人 1.0万円	基礎控除	5万円

⑮税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
- 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
- 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
- 所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
- (注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等課税所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
- 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等課税所得割額の控除の額のことです。

⑯税率

- ・均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
- ・所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

⑰所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
社会保険料控除等	支払金額

⑱税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下		1,000万円超	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

⑳税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額)

※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
-------	-----	-------	-----

㉑税額控除(配当割額又は株式等課税所得割額の控除)

区	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式課税所得割	3/5	2/5

㉒税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下		1,000万円超	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

㉓税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額)

※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
-------	-----	-------	-----

㉔税額控除(配当割額又は株式等課税所得割額の控除)

区	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式課税所得割	3/5	2/5

㉕税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下		1,000万円超	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

㉖税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額)

※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
-------	-----	-------	-----

㉗税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住居地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額は、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額

割合	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	60%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%

㉘税額控除(配当割額又は株式等課税所得割額の控除)

区	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式課税所得割	3/5	2/5

㉙税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住居地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が5千円を超える場合は、その超える金額は、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額

割合	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	60%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%

㉚税額控除(配当割額又は株式等課税所得割額の控除)

区	市町村民税	道府県民税
配当割額又は株式課税所得割	3/5	2/5

㉛税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下		1,000万円超	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

㉜税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から25年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除等適用前金額)

※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

市町村民税	3/5	道府県民
-------	-----	------

第五号の四様式別表を次のように改める。

平成 年度分 市町村民税 申告書 (分離課税等用)
道府県民税

第五号の四様式別表

フリガナ	生 年 月 日	整理番号
氏 名	・ ・	電話番号

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入 金額	短期譲渡	一般分シ	円
		軽減分ス	
	長期譲渡	一般の譲渡セ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	ソ
		居住用財産の 譲渡	タ
	株式等の譲渡	未公開分チ	
		上場分ツ	
		上場株式等の配当	テ
		先物取引	ト

この申告書(分離課税等用)は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
	事業 譲渡 雑	円
	事業 譲渡 雑	
	事業 譲渡 雑	
		特例適用条文

5 所得 金額	短期譲渡	一般分(25)	円
		軽減分(26)	
	長期譲渡	一般の譲渡(27)	
		優良住宅地等に 係る譲渡	(28)
		居住用財産の 譲渡	(29)
	株式等の譲渡	未公開分(30)	
		上場分(31)	
		上場株式等の配当	(32)
		先物取引	(33)

4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 (年 月間)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

第十二号の十二様式の次に次の三様式を加える。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

知事殿		所在地及び名称										
平成 <input type="text"/> 年分 中途 <input type="text"/> 月分		特別 徴収 義務 者	(所属) (電話)									
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出												
特別徴収義務者番号												
旧特別徴収義務者番号												
<input type="text"/>												
処理 事項					口座番号		加入者名					
支払金額	0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額	0 2											
(延 滞 金)	0 3											
納入金額合計	0 4											
課 税 事 務 所		受 付 印										
(取 り ま と め 店)												
(取 り ま と め 局)												
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)												

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 「平成 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において読み替えて準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 「特別徴収義務者番号」の欄には、商業登記法第6条に規定する商業登記簿において付された会社法人等番号を記載すること。
- 「旧特別徴収義務者番号」の欄には、前回納入申告時の特別徴収義務者番号と今回納入申告時の特別徴収義務者番号が異なる場合に、前回納入申告時の特別徴収義務者番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

第十二号の十四様式

区 分		支 払 金 額				税 額															
54 源泉徴収選択口座内配当等																					
課 税 (a)	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
還 付 税 額 (b)	12																				
非 課 税 等 (c)	13																				
計 (a) - (b) + (c)	14																				
摘要																					

備考

- 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書 (公)

第十二号の十五様式

(第一片)

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
平成	年分		中途	月分								
平成	年		月	日	提出							
特別徴収義務者番号												
旧特別徴収義務者番号			(所属) (電話)									
処理事項			口座番号		加入者名							
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										
課税事務所						領収日付印						
取りまとめ店												
取りまとめ局		(〒)										
上記のとおり通知します。		(都道府県保管)										

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書 (公)

(第二片)

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
平成	年分		中途	月分								
平成	年		月	日	提出							
特別徴収義務者番号												
旧特別徴収義務者番号			(所属) (電話)									
処理事項			口座番号		加入者名							
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										
上記のとおり納入します。		※		口		領収日付印						
		日計		円								
		※印は郵便局において使用する欄です。										
		(金融機関又は郵便局保管)										

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書 (公)

(第三片)

		(都道府県名)		特別徴収義務者		所在地及び名称								
平成		年分	中途				月分	(所属) 殿 (電話)						
平成		年				月								日提出
特別徴収義務者番号														
旧特別徴収義務者番号														
処理事項						口座番号		加入者名						
支払金額		01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	02												
	延滞金	03												
	合計	04												
上記のとおり領収しました。										領収日付印		(納入者保管)		

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

第十七号様式別表中

「 (摘要)

--

を

「 (摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円

居住開始年月日

--

に改め、同表記載要領11を12と

し、6から10を7から11までとし、5の次に次のように加える。

6 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下6において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「摘要」欄には次により記載してください。

（イ）租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する当該申告書に記載された金額（以下（イ）に

において「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日)を記載してください。

(ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する居住年をそれぞれの年とする場合)におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等(同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同法第5項に規定する認定長期優良住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する住宅の増改築等をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第3項に規定する特

例住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する認定長期優良住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額を記載してください。

(二) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合((ハ) に規定する場合に該当する場合を除く。) には、その旨を記載してください。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中個人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。